

水漏れ事故の保障について

火災共済をご利用いただき、ありがとうございます。

---皆様の身近で起こる水漏れ事故。

水漏れは当組合火災共済の対象となる事故に含まれますが、事故の原因によって対象となる場合・ならない場合がございます。

皆様が安心してお過ごしいただけますよう、ご契約前にもう一度ご確認ください。

【他人の居室からの水漏れにより被害を受けた場合】

民事上、上階の方が賠償責任を負いますが、何らかの理由により、上階の方から賠償を得られなかった場合は共済金をお支払いします。

※上階の方から賠償を受けた場合は、火災等見舞金をお支払いします。



【自分の居室で生じた水漏れにより

自身の持ち物に被害が出た場合】

給排水設備から生じた、不測かつ突発的な事故に伴う水漏れ事故が起きた場合は、共済金をお支払いします。

【自分の居室で生じた水漏れにより

階下に水濡れ損害を与えた場合】

不測かつ突発的な事故に伴う水漏れ事故により他人の居室に被害を与え、見舞金等を支払った場合に漏水見舞費用共済金をお支払いします。



◆自分の居室で生じた水漏れの場合、

給排水設備に存在する欠陥又は腐蝕、さび等の自然の消耗等に起因する損害はお支払いの対象から除きます。

※「給排水設備」とは、台所・洗面所・トイレ・浴室及び洗濯機などの給水又は排水設備をいいます。

※「不測かつ突発的な事故」については、下記「水漏れに関するQ&A」をご覧ください。

※イラストはイメージです。

●水漏れに関するQ & A

Q 戸建ての住宅の古い給水管に穴が空き、天井が水で濡れてしまいました。お支払いの対象になりますでしょうか？

A 給水管の水漏れの原因が配管の腐食やさびなど自然の消耗等に該当する場合は、お支払いの対象外となります。

Q 共同住宅で階下の方に水濡れ損害を与えてしまいましたが、マンション保険が適用されました。階下の方へお見舞金をお支払いしたいのですが、その費用は出ますか？

A マンション保険が適用された場合、社会通念上妥当とする見舞金額3万円を上限に、漏水見舞費用共済金をお支払いします。
※組合員様にお見舞金を立て替えていただき、その費用をお支払いします。
※水漏れの原因が不測かつ突発的な場合に限りです。

Q 水漏れによる被害に遭いました。修理業者を紹介していただけますか？

A 当組合には修理業者の紹介制度はございません。
見積書を何社かに依頼していただき、比較することをお勧めします。

Q 共同住宅で共用部分の配管に物が詰まっており、トイレから水が逆流し、床に被害が出ました。床の修理費用は出ますか？

A 共同住宅の共用部分の配管が原因で水漏れした場合は、管理組合の責任となり、当組合の保障対象外となります。管理組合に修理の依頼をお願いします。

Q トイレに紙おむつを流したところ排水管が詰まってしまう、水が溢れ、床に被害が出ました。支払いの対象でしょうか？

A 紙おむつなどトイレに流してはいけない物を流せば、配管が詰まり水漏れが発生することは、通常、予測できることから、不測かつ突発的な事故に該当しないため、お支払いの対象外となります。
また、洗濯機の設置工事のミスなどもお支払いの対象外となります。

Q 「不測かつ突発的な事故」とは、どのような事故ですか？

A 例えば、下記のような事故になります。
・掃除していた際に、水を溜めていたバケツをひっくり返してしまった。
・洗濯機の排水ホースが突然外れ、水が室内に流れてしまった。

※上記に当てはまらない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。